

(8) 全国高等学校統一応募用紙（履歴書）

(応募書類 その1)

履歴書		令和 年 月 日現在		写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな	氏名	性別		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)			
ふりがな	〒			
現住所				
ふりがな	〒			
連絡先				

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

学歴・職歴	平成 令和	年 月	高等学校入学
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	
	平成 令和	年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資格等	取得年月	資格等の名称
趣味・特技		校内外の諸活動
志望の動機		
備考		

全国高等学校統一用紙（文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定）



## (10) 選考期日通知書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒

選考期日通知書		※参考文例
学校名 氏 名	殿	
あなたの採用選考を下記のとおり実施しますので、通知します。		
記		
1 日 時	令和 年 月 日 ( )	時 分から
2 場 所		
3 持参する物		
4 その他		
	令和 年 月 日	
	所在地	
	事業所名	
	代表者氏名	印

※応募書類を受理したらすぐに、選考の日時、場所等を必ず学校を通じて本人へ文書で連絡してください。

## (11) 採用内定通知書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒

採用内定通知書		※参考文例
学校名 氏 名	殿	
あなたを、当社の従業員（職種 ）として採用することといたしましたので通知します。		
なお、入社の日時は、 月 日ころを予定していますが、詳しくは後日連絡します。		
	令和 年 月 日	
	所在地	
	事業所名	
	代表者氏名	印

※採否はできるだけ即決とし、学校を通じて遅くとも7日以内に本人に通知してください。

## (12) 選考結果通知書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒

※参考文例	
選考結果通知書	
学校名	
氏名	殿
<p>先日は弊社の面接選考試験にご来社いただきありがとうございました。 慎重に選考いたしました結果、誠に残念ながら今回は採用を見送らせていただくことになりましたことをご通知いたします。 貴重な時間を割いてお越しいただいたにもかかわらず、ご期待に添うことができませんでしたが、なにとぞご了承下さいますようお願い申し上げます。 末筆ながら、貴殿の今後のご健闘をお祈り申し上げます。</p>	
	令和 年 月 日 所在地 事業所名 代表者氏名
	印

※不採用者の応募書類はご返却ください。  
採否はできるだけ即決とし、学校を通じて遅くとも7日以内に本人に通知してください。

## (13) 入社承諾書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒 → 学校 → 事業所

※参考文例	
入社承諾書	
(事業主)	様
<p>このたび、貴社に採用が内定されましたので、卒業のうちは就職することを承諾します。</p>	
	令和 年 月 日 現住所 氏名 保護者
	印 印

※入社承諾書については、事業所の一方的な解約権等をつけないでください。

(14) 労働条件通知書 (見本)

(裏)

賃金	1 基本賃金 (円) 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 (円)、保障給 (円)) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等
	2 諸手当の額又は計算方法 イ ( ) 手当 (円) / 計算方法: ( ) ロ ( ) 手当 (円) / 計算方法: ( ) ハ ( ) 手当 (円) / 計算方法: ( ) ニ ( ) 手当 (円) / 計算方法: ( ) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 ( ) % 月60時間超 ( ) % ロ 休日 法定休日 ( ) %、法定外休日 ( ) % ハ 深夜 ( ) % 4 賃金締切日 ( ) 毎月 日、( ) 毎月 日 5 賃金支払日 ( ) 毎月 日、( ) 毎月 日 6 賃金の支払方法 ( ) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無、有 ( ) ) 8 昇給 (時期等) ( ) 9 賞与 (有 (時期、金額等) )、無 ( ) 10 退職金 (有 (時期、金額等) )、無 ( )
退職に関する事項	1 定年制 (有 ( ) 歳)、無 ( ) 2 継続雇用制度 (有 ( ) 歳まで)、無 ( ) 3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 ( )
その他	○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 ( ) ・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ( ) ) ・雇用保険の適用 (有、無) ( ) ・その他 ( ) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約 (平成25年4月1日以降に開始するもの) の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

※ 以上のほかは、当社就業規則による。  
 ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

(表)

(一般労働者用；常用、有期雇用型)	労働条件通知書 (見本)	年 月 日
職 業	事業場名称・所在地 使用 者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり ( 年 月 日～ 年 月 日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合はあり得る・契約の更新はしない・その他 ( ) ] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ( )	
就業の場所	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込み種が発生しない期間：Ⅰ (高年度専門)・Ⅱ (定年後の高齢者) Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間 ( 年 月 日～ 年 月 日 (上限10年)) Ⅱ 定年後引き継いで雇用されている期間	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 開始日： 完了日： 1 始業、終業の時刻等 (1) 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) 【以下のようなら制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；( ) 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 □ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日) □ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日) □ 始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (適用日) (3) フラットタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、7:00～19:00 (始業) 時分から 時 分、 コミュニケーション (終業) 時分から 時 分、 24時間体制 (終業) 時分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) (5) 裁量労働制；始業 ( 時 分) 終業 ( 時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 ( ) 分 3 所定時間外労働の有無 (有、無) ( )	
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 ( ) ・非定休日；週・月当たり 日、その他 ( ) ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条	
休暇	1 年次有給休暇 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) 一か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有、無) 3 その他の休暇 有給 ( ) 無給 ( ) ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 (次頁に続く)	

**求人票のインターネットによる公開について**

ハローワークで受理した高卒求人については、平成14年度から、高校の進路指導部に対して、インターネットにより情報提供をしております。

そのため、従来からもあったと思いますが、会社が推薦依頼をしていない高校から応募者が出る場合もあります。応募の際には、事前に高校から応募が可能か否かの問い合わせが会社にあります。依頼校ではないからという理由だけで拒否をせずに、同様に選考対象としていただくようお願いします。

なお、インターネット非公開は、原則として推薦校を指定した求人のみとしています。

**高等学校便覧（全国の高等学校名簿）がインターネットでダウンロードできます**

県内外の高等学校へ求人連絡をする場合、「高等学校便覧」を活用くださると便利です。「高等学校便覧」には、学校所在地・学科・前年度卒業生数・前年度就職者数・今年度卒業予定者数が載っています。

「高卒就職情報WEBサービス」ホームページ (<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>) の「全国高等学校便覧」を選択してください。

**応募前職場見学の実施に御協力ください**

生徒が、応募前に職場を見学することにより、実際の仕事や職場への理解を深め、応募先企業を自ら選定・確認できるよう「応募前職場見学」の実施をお願いします。

企業や仕事の説明、仕事場や施設の見学などを計画していただける事業主の皆様には、求人申込書提出の際に「応募前職場見学欄」の「可」にチェックしていただき、特定予定日を設定する場合は補足事項欄への記入をしていただくようお願いします。

なお、実施予定日は、夏休み期間等学事日程の影響等の少ない時期・日時で計画されますよう御協力ください。

**<実施にあたっての留意事項>**

応募前職場見学は、あくまでも生徒が仕事というものに対しての正しい知識を得るため、あるいは、適切な職業選択をするために行うものです。事前選考とならないよう、次の点に注意して実施されますようお願いします。

- 学校から提出される「職場見学のお願い（次頁参照）」以外の書類（応募書類・履歴書・自己紹介書等）の提出や記入を求めないでください。
- 採用選考につながる質問や生徒個人に関する質問、内定と受け取られるような話をしないようにしてください。
- 「職場見学」の趣旨を御理解いただき、参加しなかった生徒に対し「意欲がない」等の理由をつけ不採用にすることのないようにしてください。
- 早期離職防止の観点からも、生徒には複数の企業を見学し、よく話を聞いてくるよう指導しています。このため、他社にも見学に行ったことをマイナス評価としないようにしてください。

様式17

令和 年 月 日

(事業所名)  
\_\_\_\_\_

人事担当者 殿

(学校名)

学校長

連絡先電話番号

連絡先教諭名

## 職場見学のお願い

この度、下記の生徒が、貴社の見学を希望していますので、受入方よろしくお願  
いします。

課程・科	生徒氏名	希望職種

《お願い》

職場見学は、生徒が応募先を決定するのに先立って、実際の仕事や職場への理  
解を深めるために行うものです。

そのため、職場見学の受け入れに当たっては、採用選考とならないよう次につ  
いてご留意いただくようお願いいたします。

- 応募書類をはじめとして生徒に書類の提出を求めないでください。
- 採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話しをし  
ないようにしてください。

職場見学をその後の就職指導に役立てるため、職場見学確認書に貴社の人事担  
当者の署名をいただいて帰るよう生徒に指導しています。誠に恐縮ですが、別紙  
の確認書にご記入の上、生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

(注) この書類は、職場見学の際に学校から提出されるものです。

## 通信制サポート校・新設校等への求人連絡をお願いします

近年、初めて卒業者を出した高等学校及び初めて卒業生が出る予定の通信制サポート校・新設高等学  
校は、求職動向などが十分知られていないことなどの理由で、既設の高等学校に比べ求人数が少なくな  
る傾向にあります。

このような状況のもとでは、計画的な進路指導、とりわけ生徒の適正な職業選択が困難となるだけ  
ではなく、求人者にとっても採用の機会を狭めることとなりますので、決して好ましいものではありません。

ハローワークでは、就職希望者により広く応募のチャンスをと願っており、また、それを方針とし  
ているところです。

つきましては、求人対象校を特定の高等学校に限定することなく、幅広く検討いただき、サポート  
校・新設校等へも積極的に求人連絡されるようお願いいたします。

### 高校生の複数応募・推薦について

**採用選考日が11月1日以降の場合、高校生は1人2社まで応募・推薦ができることになっています。**（平成16年度から実施）※都道府県毎で取扱いが異なります。

新規高卒者の応募・推薦のあり方については、教育機関と企業及び職業安定機関で開催する新潟県高等学校就職問題検討会議において申し合わせを行っています。

なお、企業は採用選考結果を応募者（生徒）へ原則として7日以内（ですが、できるだけ早めが望まれます。）に通知することとし、また生徒は入社承諾書の提出を7日以内（企業が7日以上の期日を指定した場合はその期日までとする。）にすることとする等の通知期限を設けて行うことになっています。

（参考：前年度）

#### 高等学校卒業予定者の就職問題に関する申し合わせ

新潟県高等学校就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について下記のとおり申し合わせを行うこととする。

令和元年度卒業予定者について、下記のとおりとする。

#### 令和元年度新潟県高等学校就職問題検討会議確認事項

令和2年3月新規高等学校卒業予定者の企業への応募・推薦については、令和元年10月31日までは従来どおり1人1社とし、採用選考日が11月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認めることについて、下記事項を確認するものとする。

##### 1 応募・推薦について

###### (1) 対象となる生徒

複数応募できる対象者は、10月31日までに採用が内定していない者とする。

ただし、10月31日までに採用試験を受け、採否結果がまだ出ていない者は対象外とする。

###### (2) 対象企業

11月1日以降に採用選考を実施する全ての企業とする。

###### (3) 他都道府県への応募について

11月1日以降選考日の県外応募については、応募先都道府県の申し合わせ事項に基づくとともに、県内外を含めて受験できる企業数は、本県申し合わせ事項による2社以内とする。

###### (4) その他

① 企業は、求人票に採用選考日の記載がない場合には、応募書類を受領した後、速やかに採用選考日を学校を通じて生徒に通知することとし、採用選考結果については最終の採用選考日から原則として7日以内に通知すること。

また、内定辞退者があった学校に対して、次年度以降も従来と同様に取り扱うこと。

② 生徒は、企業から採用内定通知が届いた時には、7日以内に入社承諾書を事業主へ提出すること。なお、企業が入社承諾書の提出期限を指定した場合はその期日までに提出すること。

入社承諾書を提出した生徒は、内定辞退や他社への応募は行わないこと。

また、入社承諾書を提出した生徒は、同時に、応募・受験している企業に対し採用内定辞退届又は応募取消届を提出すること。

##### 2 「申し合わせ」の周知について

各公共職業安定所は、企業からの求人申込みの際、この「申し合わせ」を添付し、その趣旨の理解を図るものとする。

また、各高等学校等は、学校内の教職員はもとより、生徒への周知徹底を図るものとする。

令和元年5月8日

新潟県高等学校就職問題検討会議

就職慣行の見直しは、生徒が職業を選ぶ際の選択肢を増やすとともに、企業にとっても人材選択の幅が大きく広がることを意味します。

ぜひともこの申し合わせ事項の趣旨をご理解いただき、高校生の複数応募・推薦の円滑な実施に御協力ください。



(参考：前年度)

都道府県高等学校就職問題検討会議における申し合わせ等  
(令和2年3月卒業者の応募・推薦について)

令和元年7月現在

都道府県	令和2年3月卒業者の応募・推薦方法				備 考
	① 1人 4社制	② 当初から 複数可	③ 一定期日 後複数可	④ 検 討 中	
北海道			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、就職面接会で応募する場合は期間にとらわれず2社以上応募可能とする。)
青 森			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
岩 手			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
宮 城			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人3社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
秋 田		○			当初から1人3社まで応募・推薦を可能とする(ただし、県内求人事業所に応募・推薦する場合に限る)。
山 形			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人3社まで応募・推薦を可能とする。
福 島			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦(原則2社まで)を可能とする。
茨 城			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、就職面接会においては2社以上応募可能とする。)
栃 木			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
群 馬			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
埼 玉			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降は、事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦(原則2社まで)を認める。
千 葉			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人原則2社まで応募・推薦を可能とする。
東 京			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、道府県の企業に応募する場合は、応募先の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
神奈川			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
新 潟			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用し、県内外を含め受験できる企業数は2社以内とする。)
富 山			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人3社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用することが望ましい。)
石 川			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
福 井			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
山 梨			○		10月14日までは1人1社制、10月15日以降複数応募・推薦を可能とする。
長 野			○		10月15日までは1人1社制、10月16日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
岐 阜			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
静 岡			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人3社まで応募・推薦を可能とする。
愛 知			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)

都道府県	令和2年3月卒業者の応募・推薦方法				備 考
	① 1人 4社制	② 当初から 複数可	③ 一定期日 後複数可	④ 検 討 中	
三 重			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
滋 賀			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降未充足求人に限り1人2社まで応募・推薦を可能とする。
京 都			○		10月15日までは1人1社制、10月16日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
大 阪			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
兵 庫			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県に応募・推薦の申し合わせを適用する。)
奈 良			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
和歌山			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
鳥 取			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
島 根			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
岡 山			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
広 島			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
山 口			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
徳 島			○		10月15日までは1人1社制、10月16日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
香 川			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降複数応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県に応募・推薦の申し合わせを適用する。)
愛 媛			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
高 知			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降事業所の了解のもと1人2社まで応募・推薦を可能とする。
福 岡			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
佐 賀			○		10月中までは1人1社制、求人者の承諾を得た場合に限り11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
長 崎			○		10月14日までは1人1社制、10月15日以降複数応募・推薦を可能とする。
熊 本			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
大 分			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
宮 崎			○		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
鹿児島			○		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、高校生のための就職面接会を通じた応募は複数応募可能とする。)
沖 縄		○			当初から1人3社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県に応募・推薦の申し合わせを適用する。)
合 計	0	2	45	0	